解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成十年九月十日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

福岡県八女市今福一一六九番地三
清算法人今福土地改良区
清算人代表　松延　武良

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年八月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

熊本県八代市郡築十番町四一番地
農事組合法人郡築温室組合
清算人　宮原　和洋

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年八月二十九日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

宮崎市錦本町一番三号
医療法人社団勇憲会菊田整形外科医院
清算人　菊田　憲子

配当公告

三重県鈴鹿市江島町三四五二番地
破産者　村田　典史

右の者に対する津地方裁判所平成二十六年(フ)第一九八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金九八、八五〇、八一九円

一、配当することのできる金額
金一二、一七八、八四〇円

平成二十八年九月二十三日

三重県津市中央四番一一号橋本ビル二〇三号
破産管財人　浅尾　光弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩市花川北二条六丁目八三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　花海　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

北海道石狩市花川南一条四丁目二五〇オカムラビル二階石狩総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　勉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字西茂森二丁目二一番地九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　相馬　錠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

青森県弘前市大字塩分町四番地四　小田切さとる法律事務所
相続財産管理人　弁護士　米山　達三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県大崎市古川荒谷字小道九一番地、最後の住所宮城県大崎市古川荒谷字小道九一番地
被相続人　亡　平野　吉宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

事務所　宮城県大崎市古川駅南三丁目一五番地
相続財産管理人　司法書士　大泉　守夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県栗原市高清水水の手一五番地九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　髙橋　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

宮城県栗原市築館伊豆一丁目四番二二号二階
相続財産管理人　弁護士　庄司　智弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区粕谷四丁目一六番、最後の住所東京都世田谷区上祖師谷三丁目一八番五号フランボワーズ一〇三
被相続人　亡　船木　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

東京都千代田区平河町一丁目八番二号山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小代　順治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市逆瀬川二丁目一四〇番地、最後の住所東京都三鷹市上連雀四丁目一二番二四号
被相続人　亡　小田原雅文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階
りんどう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港北区新吉田東五丁目一六〇〇番地、最後の住所横浜市保土ケ谷区上菅田町一七二三番地一さわやか苑
被相続人　亡　岡崎　敦明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

事務所東京都新宿区左門町六―一〇　渋谷ビル四階　ネクスト法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平岩　利文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常陸大宮市盛金八一四番地、最後の住所神奈川県川崎市川崎区小田栄一丁目九番二五号
被相続人　亡　近藤　安子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

川崎市高津区溝口一丁目一九番一一号グランデール溝ノ口七〇三号室
相続財産管理人　弁護士　青木　亮祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲斐市玉川九一二番地九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　笹川　光秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

山梨県甲府市相生二丁目三番一九号ナトリビル二階ビイヘッドクラス法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小宮山高央

第８期決算公告

平成27年11月2日
東京都千代田区永田町一丁目11番28号
株式会社Asian Frontier
代表取締役
ミゲルアンヘルエステベスアベ

貸借対照表の要旨（平成27年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	117,545
	固定資産	8,667
	資産合計	126,212
負債及び純資産の部	流動負債	48,237
	株主資本	77,975
	資本金	2,000
	利益剰余金	75,975
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	75,475
	(うち当期純利益)	(5,964)
	負債・純資産合計	126,212